

豊洲・有明北

土地区画整理法76条許可申請について (建築確認を伴う建築物で仮換地が敷地の場合)

1 申請に必要な書類

(1) 許可申請書 (延床面積 $>10,000$ m²の場合…様式1 それ以外の場合…様式2)

- (A) 許可権者用 (正)
(B) 施行者用 (正)
(C) 地区事務所用(正)
- 左記様式は、
第一市街地整備事務所ホームページからダウンロードすることができます

「建築物の敷地の所在及び地番」は「仮換地」の符号、「仮換地」の街区番号を記入してください。「敷地面積」の記入は、「仮換地指定」の面積(整数)としてください。(求積計算不要。記入例:○○m²)ただし、「仮換地」の一部を「敷地面積」とする場合は、「求積計算による面積」を記入ください。

(2) 申請者の委任状 (申請手続きを委任する場合)

※ (A) (B) に添付するものについてはコピー不可

(3) 同意書 ※ (A) (B) に添付するものについてはコピー不可

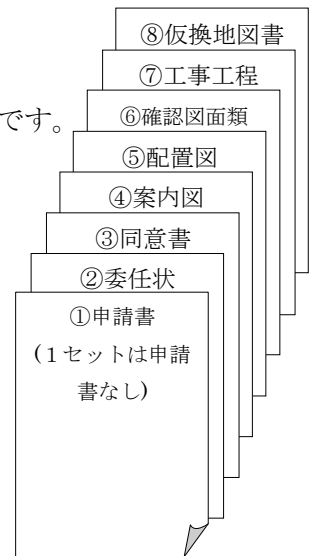
- ・申請人が土地所有者又は借地権が当所に届け出されている借地権者の場合は不要です。
- ・土地所有者等が複数(共有等)の場合は、全員の方の同意書が必要です。

(4) 添付書類

- ① 案内図
- ② 配置図

※ 建築敷地の周囲長を必ず記入してください。小数第1位までの表示。

- ③ 建築物の平面図・立面図・断面図等建築確認申請に添付する図面類の写し
- ④ 工事工程表
- ⑤ 当該仮換地指定図書一式の写し ※仮換地指定証明で代用可



2 提出部数

※ 上記(1)の(A)～(C)それぞれに、(2)～(4)の書類を添付してください(計3セット)。それ以外に(2)～(4)の書類だけを綴じたもの(許可書添付用)を1セット、合計4セット作成してください。

3 提出場所

申請書は、第一市街地整備事務所に提出してください。(事前に電話連絡をお願いします)

手続きが完了しましたら電話連絡いたしますので、提出の際には必ず連絡先をお知らせください。

4 受取場所

申請書を第一市街地整備事務所まで受取に来てください。

このとき、許可権者用(正)(1の(A))と許可書添付用書類綴りをお渡ししますので、この2部を江東区建築課(延床面積 $>10,000$ m²の場合は東京都都市整備局市街地建築部)へ提出いただき、許可・許可書の交付を受けてください。

第一市街地整備事務所での処理には、7日間程度(書類に不備等が無い場合)を要します。

また、お渡しする際には「工事着手届」、「工事完了届」を一緒にお渡ししますので、工事着手、完了の際には各地区事務所に提出してください。

5 連絡先

第一市街地整備事務所 中央区勝どき一丁目7番3号勝どきサンスクエア9階

事業課臨海部事業担当 TEL 03(3534)3421

豊洲地区事務所 江東区豊洲五丁目1番 TEL 03(3532)1477

有明北地区事務所 江東区有明一丁目2番 TEL 03(3528)4881

豊洲・有明北

土地区画整理法76条許可申請について (工作物等の場合)

1 申請に必要な書類

(1) 許可申請書(様式3)

- (A) 許可権者用 (正)
- (B) 施行者用 (正)
- (C) 地区用 (正)

左記様式は、
第一市街地整備事務所ホームページからダウンロードすることができます

「建築物の敷地の所在及び地番」は「仮換地」の符号、「仮換地」の街区番号を記入してください。「敷地面積」の記入は、「仮換地指定」の面積(整数)としてください。(求積計算不要。記入例:○○㎡)ただし、「仮換地」の一部を「敷地面積」とする場合は、「求積計算による面積」を記入ください。

(2) 申請者の委任状(申請手続きを委任する場合) ※(A)(B)に添付するものについてはコピー不可

(3) 同意書 ※(A)(B)に添付するものについてはコピー不可

- ・申請人が土地所有者又は借地権が当所に届け出されている借地権者の場合は不要です。
- ・土地所有者等が複数(共有等)の場合は、全員の方の同意書が必要です。

(4) 添付書類

(ア) 案内図

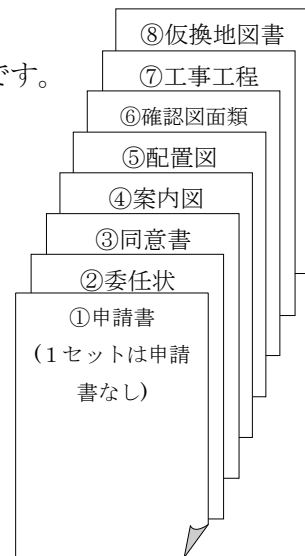
(イ) 配置図/系統図

※ 工作物設置敷地の周囲長を必ず記入してください。小数第1位までの表示。

(ウ) 工作物の詳細図・構造図・復旧図・参考図等規模、構造を確認できる図面

(エ) 工事工程表

(オ) 当該仮換地指定図書一式の写し ※仮換地指定証明で代用可



2 提出部数

※ 上記(1)の(A)～(C)それぞれに、(2)～(4)の書類を添付してください(計3セット)。それ以外に(2)～(4)の書類だけを綴じたもの(許可書添付用)を1セット、合計4セット作成してください。

3 提出場所

申請書は、第一市街地整備事務所に提出してください。(事前に電話連絡をお願いします)

手続きが完了しましたら電話連絡いたしますので、提出の際には必ず連絡先をお知らせください。

4 受取場所

申請書を第一市街地整備事務所まで受取に来てください。

このとき、許可権者用(正)(1の(A))と許可書を添付した書類綴りをお渡しします。

第一市街地整備事務所での処理には、12日間程度(書類に不備等が無い場合)を要します。

また、お渡しする際には「工事着手届」、「工事完了届」を一緒にお渡ししますので、工事着手、完了の際には各地区事務所に提出してください。

5 連絡先

第一市街地整備事務所 中央区勝どき一丁目7番3号勝どきサンスクエア9階

事業課臨海部事業担当 TEL 03(3534)3421

豊洲地区事務所 江東区豊洲五丁目1番 TEL 03(3532)1477

有明北地区事務所 江東区有明一丁目2番 TEL 03(3528)4881